

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置 の拡充
2	要望の内容		<p>・特例措置の対象</p> <p>PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定 する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事 業により整備される公共施設等のうち、PFI法改正により新たに対象となる公 共施設等。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、サービス購入型かつBOT方式の選定事業（PFI法第2条第3項第1 号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施す るものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設 等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、特例措置（サ ービス購入型かつBOT方式の選定事業について課税標準を2分の1に減免） が認められているが、PFI法改正により新たに対象となる公共施設等（公的賃 貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等）についても当該特例措置 の対象とすること。 (拡 充)</p>
3	担当部局		内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期		平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成17年度、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置の 創設(5年間)。また、平成22年度特例措置として、同措置を5年間延長。
6	適用又は延長期間		平成27年3月まで
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な 社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく 必要がある」とされており、また2011年にPFI制度の拡充を行うことにより、 「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009 年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」 とされている。</p> <p>民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)「中間的とりまとめ」に おいて、「PFIを活用する範囲が限定されがちがないようにするために、船舶、 人口衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の 見直しを行う」とされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で 事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直してい く必要がある」とされている。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○新成長戦略(平成 22 年6月 18 日閣議決定)</p> <p>○中間的とりまとめ(平成 22 年5月 25 日 PFI推進委員会報告)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策分野 経済財政政策</p> <p>○政 策 経済財政政策の推進</p> <p>○施 策 民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○PFI推進委員会 中間的とりまとめ(平成 22 年5月 25 日) 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>PFI事業の事業費</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を達成することにより、社会資本ストックの効果的・効率的な新設・維持管理の実現に寄与することとなる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>(将来推計) — (過去実績) 特例措置の適用を受けたのは8者、11 施設。(内閣府民間資金等活用事業推進室調査)</p>
	② 減収額	<p>(将来推計) — (過去実績) 不動産取得税の減税額は 446 百万円、固定資産税・都市計画税の減税額は 451 百万円。(総務省「固定資産税の概要調書」より)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI法改正により拡大される対象施設についても、既存の税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことにより、拡大された対象施設におけるPFI整備促進が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が事業方式の選択に与える影響を軽減し、より望ましい方式のPFIの選択が可能となり、PFIを強力に推進する。 99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) PFI法改正により新たにPFI事業対象となる公共施設等について、PFI事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が事業方式の選択に影響を与え、より望ましい方式のPFIの選択が困難となる可能性がある。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度)</p> <p>PFIの推進により 2020 年までの 11 年間で約 10 兆円以上のPFI事業規模を目指しており、相当程度の経済効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 稟税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>PFI法改正により拡大される対象施設についても、従来の税制特例措置対象と同様に税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことは、拡大された対象施設におけるPFI整備促進を図るため、的確かつ適切である。</p> <p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たなPFI事業の導入、インフラファンドの形成促進等を支援する。</p> <p>地方公共団体が、当該特別措置により税の影響を考慮せずBOT方式を選択できるようになれば、事業特性に応じたより望ましい方式のPFIの選択が可能となる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—